

生駒市自主防災会活動補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における自主防災会の基盤整備と活動の活性化を推進するため、予算の範囲内において自主防災会活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 生駒市自主防災会認定要綱に基づき認定を受けた自主防災組織をいう。
- (2) 資機材等 自主防災会が災害等の現場で自主防災活動を行うために使用する資材、機材及びこれを保管する倉庫で市長が認めたものをいう。
- (3) 資機材等の補充整備 資機材等を更新又は追加補充することにより活動機能が向上すると市長が認める整備をいう。

（補助金の種類）

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資機材等新規整備補助金
- (2) 資機材等更新追加整備補助金
- (3) 活動推進補助金

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることのできる団体は、市内の自主防災会とする。

（補助事業）

第5条 資機材等新規整備補助金の交付の対象となる事業は、自主防災会が発足後初めて資機材等の整備を行う事業とする。

- 2 資機材等更新追加整備補助金の交付の対象となる事業は、直近の資機材等新規整備補助金、資機材等新規整備補助金の交付に類する補助又は資機材等更新追加整備補助金の交付を受けた日から5年を経過している自主防災会が資機材等の補充整備を行う事業とする。
- 3 活動推進補助金の交付の対象となる事業は、会員の防災意識、技能、知識を高めるため、防災に関する訓練、講座又は研修会の開催等自主防災活動の推進を目的とする事業とする。
- 4 活動推進補助金の交付の対象となる事業は、年度ごとに、1団体につき1事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 資機材等新規整備補助金の額は、補助対象経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第1に規定する額を限度額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、資機材等新規整備補助金の額を減額して交付することができる。

(1) 自主防災会が資機材等新規整備補助金の交付に類する補助を既に本市から受けている場合

(2) 新たに結成された自主防災会が既に資機材等新規整備補助金の交付を受けている自主防災会を含む場合

(3) その他市長が必要と認める場合

3 資機材等更新追加整備補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第2に規定する額を限度額とする。

4 活動推進補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が3万円を超える場合にあつては3万円とし、100円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする自主防災会（以下「申請者」という。）は、生駒市自主防災会活動補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 補助事業に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書）

第9条 補助金交付規則第6条の規定による通知は、生駒市自主防災会活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助金交付規則第12条第1項に規定する実績報告書は、生駒市自主防災会活動補助金実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
 - (2) 納品書及び領収書の写し
 - (3) 整備した資機材等の写真（活動推進補助金は、除く）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第 1 1 条 補助金交付規則第 1 3 条の規定による額の確定は、生駒市自主防災会活動補助金確定通知書（様式第 5 号）によるものとする。

（交付の請求等）

第 1 2 条 補助金交付規則第 1 6 条に規定する交付請求書は、生駒市自主防災会活動補助金交付請求書（様式第 6 号）によるものとする。

第 1 3 条 活動推進補助金の対象となる事業を 2 以上の自主防災会が合同で行う場合は、委任状（様式第 7 号）により委任された者を代表者と定め、生駒市自主防災会活動補助金の交付手続きに関する一切の権限を委任することができる。

（施行の細目）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行し、平成 2 4 年度以後の分の補助金について適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 生駒市資機材等整備補助金交付要綱（平成 2 0 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条第 1 項関係）

資機材等新規整備補助金

区 分	補 助 金 の 限 度 額
自主防災会の世帯数が 3 0 0 以下の場合	2 4 万円
自主防災会の世帯数が 3 0 1 以上の場合	8 0 0 円に自主防災会の世帯数を乗じて得た額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数がある場合にあっては、その端数 を切り捨てた額）

別表第 2（第 7 条第 3 項関係）

資機材等更新追加整備補助金

区 分	補 助 金 の 限 度 額
自主防災会の世帯数が 3 0 0 以下の場合	次に掲げる額を合計した額 (1) 3 万円 (2) 9 千円に直近の資機材等新規整備補助金、資機材等 新規整備補助金の交付に類する補助又は資機材等更新 追加整備補助金の交付を受けた日から補助金の交付の 申請を行う日までの年数（1 0 年を超える場合にあって は、1 0 年）を乗じて得た額
自主防災会の世帯数が 3 0 1 以上の場合	次に掲げる額を合計した額（その額に 1 , 0 0 0 円未満 の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた額） (1) 1 0 0 円に自主防災会の世帯数を乗じて得た額 (2) 3 0 円に自主防災会の世帯数を乗じて得た額に、直 近の資機材等新規整備補助金、資機材等新規整備補助 金の交付に類する補助又は資機材等更新追加整備補助 金の交付を受けた日から補助金の交付の申請を行う日 までの年数（1 0 年を超える場合にあっては、1 0 年）を乗じて得た額

備考

- 1 年数は、小数点以下を切り捨てた数とする。

生駒市自主防災会活動補助金交付申請書

令和 年 月 日

生駒市長 様

【申請者】 団体名

(代表者)

住 所

氏 名

電話番号

令和 年度生駒市自主防災会活動補助金の交付を受けたいので、生駒市補助金等交付規則第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の種別

- ☐ 資機材等新規整備補助金
- ☐ 資機材等更新追加整備補助金
- ☐ 活動推進補助金

2 補助金の交付申請額 円

3 自主防災会の世帯数 世帯

(交付申請月時点で自主防災会に加入している世帯数を記入してください)

4 添付書類

- (1) 補助事業に係る事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条第2項関係）

生駒市自主防災会活動補助金事業計画書

団 体 名 _____

☐ 資機材等新規(更新追加)整備事業の計画

1 新規に整備する資機材等

2 更新追加整備する資機材等

☐ 活動推進事業の計画

1 防災訓練

2 防災に関する講座又は研修会

3 その他（ ）

上記の詳細

・開催日：

・開催場所：

・内容：

・参加予定人数：

生駒市自主防災会活動補助金交付決定通知書

生防第 号
令和 年 月 日

様

生駒市長 図

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度生駒市自主防災会活動補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、生駒市補助金等交付規則第 6 条の規定より通知します。

記

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 補助金の種別 | 補助金 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | |
- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

備考

- 1 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されることがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還が求められることがあります。
 - (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 次に掲げる者に該当することが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 補助事業に係る収入及び支出に関する書類を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、補助事業の終了後 5 年間保管してください。
- 3 生駒市補助金等交付規則及び生駒市自主防災会活動補助金交付要綱の規定に従ってください。

生駒市自主防災会活動補助金実績報告書

令和 年 月 日

生駒市長 様

【申請者】 団体名

(代表者)

住 所

氏 名

電話番号

令和 年 月 日付け生防第 号で交付の決定のあった生駒市自主防災会活動補助金について、補助事業が完了したので、生駒市補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の種別

- ☐資機材等新規整備補助金
☐資機材等更新追加整備補助金
☐活動推進補助金

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 納品書及び領収書の写し
- (3) 整備した資機材等の写真（活動推進補助金は、除く）
- (4) その他市長が必要と認める書類

生駒市自主防災会活動補助金確定通知書

生防第 号
令和 年 月 日

様

生駒市長 印

令和 年 月 日付け生防第 号で交付の決定をした令和 年度生駒市
自主防災会活動補助金については、下記のとおり確定しましたので、生駒市補助金等交付
規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種別
- ☐資機材等新規整備補助金
- ☐資機材等更新追加整備補助金
- ☐活動推進補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 確定額 円

生駒市自主防災会活動補助金交付請求書

令和 年 月 日

生駒市長 様

【請求者】 団体名

(代表者)

住 所

氏 名

電話番号

令和 年度生駒市自主防災会活動補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

①金融機関名

②預金種別 ☐ 普通 ☒ 当座

③口座番号

④口座名義人 (フリガナ)

委 任 状

令和 年 月 日

生駒市長 様

団 体 名	
氏 名	
団 体 名	
氏 名	
団 体 名	
氏 名	
団 体 名	
氏 名	
団 体 名	
氏 名	
団 体 名	
氏 名	

下記の者を合同で行う事業の代表者と定め、生駒市自主防災会活動補助金の交付手続きに関する一切の権限を委任します。

記

団 体 名	
住 所	
氏 名	